



北九州市空き家リノベーション促進事業補助金 (住 宅 型)

— 空き家を活用して、自らが居住するために行うリノベーションを補助します！ —

補助金

最大100万円
移住者は
最大150万円
(補助率 1/3)

対象

不動産情報サイトで
「北九リノベ補助対象認定物件」
表示のある物件

※1年以上売却に至らない
空き家

年度を跨ぐ工事も対象！

工事の時期を気にせず、補助金が使えるようになりました

手続きに必要な書類

○ 補助金の交付申請

- ◎補助対象住宅の新築日が分かる書類
 - ・建築確認済証 ・検査済証 ・登記事項証明書(建物)など耐震性能があることが証明できる書類
- ※S56.5.31以前に工事着手した空き家の場合
 - ・耐震診断結果 ・耐震改修適合証明書
 - ・耐震改修工事が完了したことを証する書類
- ◎購入者であることを証する書類
 - ・登記事項証明書(建物) ・売買契約書 など
- ◎納税証明書(市税に滞納がないことの証明書)
- ◎住宅の位置図及び外観写真
- ◎施工内容を記載した図面及び施工予定箇所の写真
- ◎補助対象工事にかかる経費が確認できる明細書(見積書等)の写し

○ 完了報告

- ◎補助事業に係る工事施工業者が発行した契約書等の写し
- ◎工事写真(施工前・施工後)

○ 補助金の交付請求

- ◎工事施工業者が発行した領収書等の写し

補助金を受けるにあたっての注意事項

- ・補助金の交付を受けるためには、必ず補助金交付申請と完了報告を行ってください。
- ・完了報告書には、工事写真(施工前・施工後)の提出が必要です。
- ・予算の都合上、年度途中で終了する場合があります。ご了承ください。
- ・このパンフレットに記載している内容以外にも要件があります。
- ・補助金交付申請について、不明な点は、事前にご相談ください。



詳しくはこちら

Q & A

- Q1 現在空き家を所有しており、リフォームを検討しているが、補助対象になりますか？
 A1 不動産情報サイトで「北九リノベ補助対象認定物件」と表示されている物件が補助対象です。所有している空き家を自らリフォームする場合は、補助対象になりません。
- Q2 施工済み又は施工中のリノベーション工事は、補助対象になりますか？
 A2 既に工事に着手している場合は、補助対象になりません。
工事に着手する前に補助対象者認定申請が必要です。
- Q3 他の補助制度との併用ができますか？
 A3 本補助金を使って行う同一のリノベーション工事に、他の補助金を併用することはできません。ただし、ほかの補助金と工事個所が重複しないことが明確となる場合は、対象になる場合があります。
 ※なお「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」との併用は可能です。
 一定の要件を満たせば、移住及び定住を目的として、北九州市が実施する補助金との併用が可能です。詳細はお問合せください。
- Q4 工事完了後7日以内又は、当該年度の2月10日までに完了報告をしなかった場合、補助金はもらえますか？
 A4 期限を過ぎた場合、補助金の請求ができないため、補助金を受領できなくなります。
 期限内に完了報告をしてください。

● ぴらす補助 ●

リノベーションと併せて耐震改修工事を行う場合は、「北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業」+補助金 最大115万円(補助率4/5)
 【都市戦略局建築指導課】
 TEL: 093-582-2531

北九州市外からの転入世帯等で一定の条件を満たす方は、「住むなら北九州 移住推進事業」で、+補助金 最大50万円(世帯人員当たり15万円)
 【都市戦略局住まい支援室】
 TEL: 093-582-2288

● 申込み・問い合わせ先 ●

北九州市都市戦略局空き家活用推進課(北九州市小倉北区城内1番1号)
 TEL 093-582-2777

まずは電子申請フォームで申込み！(※予算がなくなり次第終了) →

詳しくはこちら



北九州市空き家リノベーション促進事業補助金（住宅型）

空き家の増加を抑制するため、空き家のリノベーション工事に要する費用の一部を補助し、空き家の活用を促進する事業です。

以下の要件に該当する方が対象となります。



補助対象者



自ら居住することを目的として空き家を取得した後、市内業者と請負契約を締結したうえで、補助対象工事を行う方

- 「北九リノベ補助対象認定物件」の空き家を購入した方
 - 申請者本人が居住する方
 - 市税に滞納がない方
 - 暴力団員でない、もしくは、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない方
 - 北九州市の空き家に関する広報（活用事例集への写真提供等）にご協力いただける方
 - 空き家が存する地区の自治会、町内会等の地域団体活動にご協力いただける方
- ※空き家とは、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅をいいます。

補助対象住宅

- ① 北九州市のホームページもしくは不動産情報サイトで「北九リノベ補助対象認定物件」と表示されている物件
- ② 市内の耐震性能のある空き家又は耐震改修を行う戸建て又は一棟の長屋

- ・ 昭和56年6月1日以降に工事着手した空き家
 - ・ 昭和56年5月31日以前に工事着手した空き家
- ※耐震性能が無い場合は、耐震改修工事が必要になります。

耐震性能
OK!!

耐震診断で
耐震性能の確認
が必要!

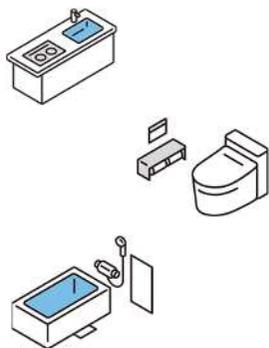
対象物件はこちら ▶



補助対象工事

市内業者が請け負って行う工事が対象です。

- 内外装（壁、床、天井、屋根等）及び基礎の改修工事
 - ・ 屋根の重ね葺き（カバー工法）
 - ・ 外壁材（サイディング等）の張り替えや重ね張り
 - ・ 内装の壁紙や床材の張り替え（防汚・抗菌タイプなど）
- 建具（扉、窓等）の改修工事
 - ・ ドア、引き戸などの建具の交換
 - ・ 窓の交換（二重窓、ペアガラス化など）
- 上下水道設備、ガス設備及び電気設備の改修工事
 - ・ システムキッチンの交換
 - ・ ユニットバスへの交換
 - ・ 給湯器の交換や設置（エコキュート、ガス給湯器など）
 - ・ コンセント、スイッチの増設や位置変更



※上記工事は一例です。不明な点は空き家活用推進課までご相談ください。

補助金

■補助上限額

100万円

（移住者は150万円）

■補助金の計算例

- ① 補助対象工事費の算出
補助対象工事費 = 全体工事費 - 補助対象外工事費
- ② 補助金額算出
補助金額 = 補助対象工事費 × 1/3
※補助金額が100万円を上回る場合は、100万円

申請の流れ

